

条 項

(総則)

第1条 供給者は、注文者の指示した仕様書、図面、見本、その他に従って、頭書の物品（以下「物品」という。）を供給するものとする。

2 注文者の指示した仕様書、図面、見本、その他に明示されていないものがあるときは、注文者と供給者とが協議して定める。

(供給及び検査)

第2条 供給者は、納入場所にあつて、供給に関する事務を処理しなければならない。

2 供給者は、物品を納入場所に持ち込んだときは、注文者にその旨を届け出て、注文者又はその委任を受けた者の検査を受けて引き渡さなければならない。

3 供給者が前項の検査に立ち会わないときは、注文者は、供給者の欠席のまま検査をすることができる。この場合において、供給者は、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

4 納入及び検査に要する費用は、供給者の負担とする。

5 第2項の引渡し前に生じた損害は、すべて供給者の負担とする。

(検査不合格の場合の供給者の義務)

第3条 検査の結果、納入した物件に不合格品があつたときは、供給者は、注文者の指定する期日までにこれを引き取り、代品を納入しなければならない。

2 供給者が前項の義務を履行しないときは、注文者は、適宜これを処置し、その費用を供給者に負担させることができる。

3 第1項の規定により代品が納入されたときは、前条の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 供給者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、注文者の承認を得たときは、この限りでない。

2 供給者は、物件の全部又は一部を第三者をして供給させてはならない。ただし、注文者の承認を得たときは、この限りでない。

(代金支払の時期)

第5条 供給者は、第2条第2項及び第3条第3項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って代金の支払を請求することができる。

2 注文者は、前項の支払請求があつたときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(部分使用及び部分払)

第6条 注文者は、物件完納前に、既納の検査に合格した物件の全部又は一部を使用することができる。

2 供給者は、物件完納前に、検査に合格した既納部分に対する代価について部分払を請求することができる。

(契約の変更、履行の中止等)

第7条 注文者は、必要があるときは、物件の数量、納入期限、仕様書等を変更し、又はこの契約の履行を一時中止することができる。

2 前項の一時中止によって、供給者が損害を受けたときは、供給者は、その賠償を請求することができる。

3 第1項に規定する納入期限の変更若しくは同項の規定に基づく契約の変更に伴う契約金額の変更又は前項の賠償額については、注文者と供給者とが協議して定める。ただし、協議が調わないときは、注文者の認定による。

(かし担保)

第8条 供給者は、第2条第2項の規定による物件の引渡しの日から.....3.....箇月間、当該物件につき、破損、変質、性能

の低下、その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講じなければならない。ただし、注文者の責めに帰すべき事由により事故が生じたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 供給者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入することができない場合において、注文者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額(単価契約による場合は予定数量に単価を乗じて得た金額)から検査に合格した既納部分に対する代価に相当する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 注文者の責めに帰すべき事由により、第5条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合において、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を注文者に請求することができる。

(注文者の契約解除)

第10条 注文者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、頭書の納入期限内又は期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき

(2) この契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

(3) この契約の履行に関し、注文者又はその委任を受けた者の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき又は供給者の責めに帰すべき理由により履行不能となったとき。

(5) 供給者が第13条に規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(6) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 供給者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、注文者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、供給者は、これによって生じた注文者の損害の賠償及び契約金額(単価契約による場合は予定数量に単価を乗じて得た金額)の10分の1に相当する額の違約金の支払を注文者の指定する期間内に行わなければならない。この場合において、損害の賠償に係る金額は、注文者の認定による。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、注文者は、当該契約保証金又は担保をもって同項に規定する損害の賠償に係る金額及び違約金に充当することができる。

(その他の解除権)

第12条 注文者は、第10条の規定によるほか、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、供給者は、解除によって生じた損害の賠償を注文者に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、注文者と供給者とが協議して定める。

(供給者による解除等)

第13条 供給者は、天災その他避けることのできない特別の理由により、この契約の履行が不能となったときは、この契約の解除又は納入期限の延長若しくは履行の一時中止を注文者に対し請求することができる。

(契約解除の場合の処置)

第14条 この契約を解除したときは、納入場所に持ち込まれている物件で検査に合格したものがあるときは、注文者は、その代価を支払うものとする。

(雑則)

第15条 この契約に定めるものを除くほか、必要な事項は、注文者と供給者とが協議して定めるものとする。上記契約の成立の証として本書2通を作成し、注文者及び供給者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 (年) 月 日

注文者 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治 (印)

供給者 住所

氏名 (印)